

平成 27 年度第 1 回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日 時 平成 27 年 10 月 1 日 (木) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 20 分

場 所 市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者 佐々木春代会長、酒井一誠副会長、浅野みゆき委員、伊藤美由紀委員、
佐藤俊浩委員、松坂由委員、森本栄樹委員 (出席委員 7 名)

欠席者 石丸千登勢委員

事務局 企画経済部長 加藤龍幸、
企画課：課長 本間孝之、主幹 上窪健一、主任 青木宏美、主任 門井理恵

傍聴者 なし

=====

【佐々木会長】

みなさん、本日は暴風警報や注意報が出ているような悪天候の中、また、何かとお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは只今より、平成 27 年度第 1 回市民参加制度調査審議会を開催いたします。今年は第 7 次の 2 年目となりまして、答申に向けた議論をしていくこととなります。昨年と同様に、どうぞみなさん活発なご意見等をいただければと思います。

なお、本日は 20 時 30 分を目途に終了したいと思いますので、どうぞ円滑な審議を進めるためにみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

では、はじめに、事務局から会議次第 2 の「報告事項」について説明をお願いいたします。

【事務局：本間課長】

お送りしましたレジュメ 1 ページにも記載がありますが、佐々木大介委員より 8 月 21 日付けで辞任届の提出がありましたのでご報告申し上げます。

公募委員が 1 名減員となりますが、追加公募はせず、このままの体制でお願いしたいと考えております。理由といたしましては、条例第 29 条 3 項において、「(公募委員は) 5 人を下回らないこととなるよう努めるものとする」とありますが、努力義務規定であること、また、現在の任期が平成 28 年 3 月末までであり、年内には答申をいただく予定であることから、1 名減の 8 名体制で進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、石丸委員につきましては、本日欠席のご連絡をいただいておりますが、条例第 32 条の会議成立要件であります「過半数の出席」をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。私からは以上です。

【佐々木会長】

ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、何か確認したいことやご質問などがあれば受けたいと思います。何かございませんか。

=意見なし=

【佐々木会長】

それでは議事に入りたいと思います。まず始めに、レジュメ 2 ページの「平成 26 年度市民参加手続の実施運用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：青木主任】

私からご説明させていただきますが、まず始めに、資料の確認をさせていただきます。

本日は、表紙のついたレジュメ、資料と書かれたもの、関係条例と書かれたもの、ホチキス止めのカラー資料をお配りしております。お手元に無い方がいらっしゃいましたらお知らせください。

それでは、平成 26 年度の市民参加手続の実施運用状況について、資料 1 ページから順にご説明させていただきます。始めに【市民参加手続の手法ごとの実施状況】と記載している表をご覧ください。この表は、市民参加手続の手法ごとに、件数と参加人数をまとめたものです。

件数としましては、平成 25 年度に比べて大きく増加しており、審議会で 14 件、パブリックコメントで 23 件の増となっています。これは、平成 26 年度に改定の年を迎えた計画が多かったことが大きな要因で、パブリックコメント 28 件の内、16 件が計画の改定に関するものでした。件数の増加に伴い、審議会、パブリックコメントともに参加人数も増加しています。

次にその下の【各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等】についてですが、これは、先ほどの手法ごとに件数をまとめたものを、テーマごとにまとめ直したものです。

一番右の欄「参加人数」は、審議会の場合は、出席委員の数、パブリックコメントの場合は意見提出者の数、ワークショップや意見交換会などは参加者の数となっています。

続きまして、5 ページの「資料 2 平成 26 年度審議会等の開催状況」ですが、この表は、平成 26 年度に開催されたすべての審議会等の開催状況をまとめたものです。

平成 26 年度は 35 の審議会や各種委員会が開催されていますが、このうち、「市民参加手続に該当する審議会等」とは、諮問や答申、あるいは提言などを行う場合のみが対象となります。

例として、この審議会でご説明しますと、No.18・19 に市民参加制度調査審議会があります。No.18 の第 1 回審議会で諮問し、第 2 回審議会では継続して諮問案件についての議論をしていることから、どちらも「諮問案件の審議」の欄に がついています。これと連動して、先ほどの資料 1 ですが、1 ページの一番下に、諮問案件のテーマである「市民参加手続の実施運用状況及び市民参加制度の改善方策について」とあります。審議会を 2 回開催し、答申はこれからなので、終了日は「継続」参加人数は、2 回の審議会に参加いただいた委員の合計で 18 人と記載しています。

5 ページの資料 2 に戻りまして、表の中ほどの列、「諮問案件の審議」の欄が「 - 」となっているものは、諮問や答申などがないもので、例えば、審議会に対し、諮問する案件はないが報告事項がある場

合や、協議会のように特定のテーマについて議論をしていただく必要がある場合などに開催されたものです。

「出席委員数」については、各審議会等で委員の任命数が違いますので、ばらつきがあります。

「開催から議事録確定までの期間」については、市民参加マニュアルでは、審議会の開催日から概ね 1 カ月程度とするよう求めています。中には 3 か月以上かかっているものもあります。

7 ページの下、枠外の 2 点目に記載のとおり、会議開催から議事録確定までの期間は、平均で 34.2 日となっています。また、その上に記載のとおり、審議会の傍聴者数の平均は 1.22 人であり、昨年度より減少していますが、昨年度は、「手話に関する基本条例の制定に係る検討会」に多くの傍聴者（4～13 人）がいらっしゃいましたので 1.43 人と多くなっていたと考えられます。

報告漏れの案件につきましては、2 件ありますが、これについては、後ほどご報告させていただきます。

次に、8 ページから 9 ページ上段にかけては、平成 26 年度のパブリックコメント等の実施状況をテーマごとに記載しています。

「意見等の提出状況」の「人数」は、パブリックコメントに意見を提出した方の人数で、「件数」は、各意見提出者の意見の数を内容ごとにまとめた数です。複数の方から同様の意見をいただいた場合は、件数は 1 件としてカウントしています。

意見の反映状況は、提出された意見について、パブリックコメントの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断した結果を表わしており、採用（一部採用）、不採用、実施済、参考、その他の 5 つに分類しています。

なお、パブリックコメントの結果は、あい・ボードに掲示するほか、本庁舎 1 階の情報コーナーとホームページで公開しています。また、意見を提出していただいた方には結果を個別に郵送するなどしてお知らせしています。

9 ページ下段には、平成 22 年度から 26 年度における意見の検討結果をまとめています。

なお、パブリックコメント手続きにおける意見の提出期間は、1 ヶ月以上(条例第 17 条)とすることとなっていますが、8 ページ 3 番目の「子ども・子育て支援制度の基準について」と 6 番目「石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改正について」は、期間が 2 週間と短くなっています。これは、「子ども子育て支援制度の基準について」は、国の決定が遅れたことと、今後のスケジュールを勘案し、2 週間と通常より短く設定しています。また、「石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改正について」は、9 ページ縦覧の 3 番目「札幌圏都市計画地区計画（花川北地区及び石狩都心地区）の変更」と期間を合わせているため、2 週間に設定しています。この 2 件については、期間が短い事情についても、パブリックコメント募集の際にお知らせしています。

次に 10 ページの、平成 26 年度手続実施の公表を行わなかった案件についてご報告します。

平成 26 年度における市民参加手続を要する行政活動について、諮問事案に関する公表を行わなかった案件は記載のとおり、「石狩市使用料、手数料等審議会」で 2 件ありました。

この 2 件については、本来であれば、会議を公開するとともに、諮問事案について、市ホームページ

に掲載し、市庁舎 1 階「情報公開コーナー」へも掲示をすべきでしたが、所管課の認識不足から、会議を書面開催とすることと判断し、諮問・答申の結果についても、公表の手續きがなされていなかったものです。

これらについては、9 月上旬に発覚し、9 月 17 日に市ホームページ及び情報公開コーナーに開催結果を掲載しました。また、再発防止策として、諮問答申に関わる審議会については、市民参加手續きの公開を担当している企画課へ必ず報告するよう、再度庁内周知を図りました。

平成 26 年度の市民参加手續の実施運用状況についてのご報告は以上です。

よろしく願いいたします。

【佐々木会長】

昨年度の市民参加手續の実施運用状況について、説明いただきましたが、この件に関してご意見があればお願いいたします。

=意見なし=

【佐々木会長】

市民参加手續きの運用状況について、レジュメに第 6 次答申の抜粋が記載されていますが、第 7 次においても、どのように評価していくかという議論が必要です。参考に記載されているとおり、前年度の審議会では、「いしかりまちづくりディスカッションは、審議会より固くなく、参加しやすかったのと取り組みは評価できる」という意見が出されていました。

第 6 次の答申で、市民が参加しやすい手法の採用等が評価されていましたが、第 7 次でも、パブリックコメントや審議会への傍聴等の参加者を増やすにはどうしていったらいいか、といったことを議論していかなければならないと思います。

次の「市民参加手續に関する改善方策」でお伺いしたいと思います。

【佐々木会長】

それでは引き続き、レジュメ 3 ページ(2)市民参加制度をより良い内容とするための改善方策における、「市民参加手續きのあり方について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：青木主任】

レジュメ 3 ページの枠内には第 6 次答申を抜粋したものを掲載しております。全体版については、11 ページをご参照ください。

記載のとおり、昨年の第 1 回審議会では「参加しやすい仕組みを作り、幅広い市民が意見を述べる機会が必要ではないか」というご意見をいただき、具体的な案が出されました。第 2 回審議会での具体的な案についての意見交換をしています。

内容について若干振り返りますが、黒点 1 点目と 5 点目には、参加しやすい形式や参加してみたいくなる工夫が必要であるというご意見がありました。

2 点目と 3 点目には、広報誌の活用についてご意見いただいています。なお、審議会委員のインタビュー記事については、今年も委員募集の際に掲載したいと考えておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

4 点目として、市民カレッジとの連携がありました。こちらについては、市民が興味を抱くような案件があった場合は、臨時的に講座メニューにさせていただくことなどをお願いしていきたいと考えています。ただ、審議会の傍聴者を増やすために、傍聴に来た方に、一律で「学びのスタンプ」の対象とすることについては、市民カレッジの本来の趣旨と若干違うので難しいということでお返事をいただいております。

6 点目としては、審議会委員の託児への助成についても検討したらいいのではないかとご意見をいただいております。

昨年 2 回目の審議会で、話題になった主な内容は、以上です。

【佐々木会長】

昨年度に出た意見について説明いただきましたが、引き続き、どういう方法で意見を聴けばいいのか、より市民の意見を反映できる方策について、皆様の意見をいただきたいと思います。

今回いただくご意見または前回いただいたご意見については、次回の本審議会で市に提出する答申に、文言そのものを入れるかどうかは別としても、その精神についてはしっかり盛り込んでいきたいと考えていますので、具体的なご意見をよろしく願いいたします。

【佐々木会長】

確認ですが、託児の助成については、どのように検討されたんだっただでしょうか。

【事務局：青木主任】

昨年の 1 回目の審議会においてご意見をいただき、2 回目の審議会では、事務局からこれまでの託児の使用実績をご報告させていただいているようです。結果として使用実績は無かったのですが、それを踏まえつつ、今後は、有料がいいのか、無料がいいのか、半額助成がいいのか、検討していった方がいいのではないか、ということで前回の議論は終わっているようです。ですので、審議会の中で、具体的にこうしたらいいのではないかと、といった結論にまでは踏み込まずに終わっていたかと思います。

【佐々木会長】

受け皿を作る検討は進めていった方がいいのではないかとこのようなことだったと思います。

【佐々木会長】

他にみなさんから、昨年度の実績等も見ながら、ご意見等があればお願いします。

先ほども申し上げましたが、昨年度は「いしかりまちづくりディスカッション」が非常によかったというご意見がありました。この背景には、若い人もたくさん参加していたということもあったとも思います。そういう興味というか、参加を促すようなアイデア等があれば、ぜひ出していただきたいと思います。こうしたら集まりやすいのではないかなど。もちろん案件にもよりますが。

酒井委員、何かございませんか。

【酒井委員】

内容が固いから柔らかくしたいという意見はあったと思います。今は、PR をする媒体は広報が主なものだと思いますが、他にも、若い人をターゲットにするならインターネットや SNS を利用して発信し、パブリックコメントのようなものであれば、そういったものからも意見を吸い上げられるようなシステムが必要なのではないかと思います。

審議会になると、こういった場所に集まって審議していくことにはなるとは思いますが、その中でも、こういうことをやっていることが周知されていないというのは前々からのみなさんの意見にもありますし、やっているということをまず PR していくという部分が必要だと思います。

今日配布された参考資料の絵を見ていて、これからのいしかりのまちづくりということで、これをパッと見たときに、石狩に住んでいる人は興味を持つと思いました。港、工場、観光があって、まちや公園があって、おじいちゃんがいて子どもがいてという、この中にもそれぞれのパブリックコメントや審議会が関係するところがありますよね。例えば、ここに田畑があって農業系の審議会が開催されていますよというような感じだとわかりやすいと思います。そうすると、これが、みなさんでまちをつくっているんですよという全体図になり、審議会やパブリックコメントでみんなのまちがつけられているんだよということが柔らかく伝わってくるのかなと思います。一覧表だけみて、こういったものが開催されていますのでみなさん参加してくださいと言っても全く伝わらないと思います。どこに自分の関心のあるものがあるのかもわからないし、参加もなかなか難しいのかなという気がします。

既に実行しているとは思いますが、子育てに関することであれば、親御さんが集まる場で PR をしていくことが必要なのかなと思いました。

【佐々木会長】

ビジュアルに訴えかけるような工夫をもう少しということだと受け止めました。他にご意見等ございませんか。

【浅野委員】

以前に、パブリックコメントをあい・ボードに掲載した時に、あい・ボードのポケットに入れている資料をどれだけ市民の皆さんが持って帰っているかというのを把握ができるのだろうかという話にな

ったことがありました。確かその際は、調べられるというお話だったと思いますが、今はどうなっているのでしょうか。

パブリックコメントに関しては、去年は特別な案件とか、計画の改定時期だったということもあって件数的にも増えているという感じではありますけど、みなさんに以前よりはわかってもらえてきた結果なのではないかとも思います。それでふと思い出したのですが、そういうのはどうなっていたでしょうか。

【事務局：門井主任】

あい・ボードの残部の確認ですが、全ての箇所において把握できる状況にはありません。というのも、委託しているものに関しては、回収作業をするので、回収の際に把握できますが、郵便局などは、施設に管理をお任せしているため、掲載時期が終わったら破棄していただいて、次のものに差し替える作業をしています。

もし全ての残部を確認するとなれば、金融機関や郵便局などの各施設にご協力をお願いして、毎週残部の報告を市役所にさせていただくしかない状況になっています。ですので、そのご協力依頼は現在しておりません。

【佐々木会長】

なかなか難しいかもしれませんね。

【浅野委員】

資料が無くなっているということだけでも把握できれば、出てきている意見は少なくとも、持って帰って見ている人がいるということが分かるので、いいのかなと思いました。

【事務局：門井主任】

市役所に設置しているあい・ボードに関しては、我々が常に管理できているので、関心の有り無しというのは大体把握しています。あとは、施設の方や市民の方から資料が無くなっているというご連絡をいただければ、その都度補給をするようにしています。

【佐々木会長】

市民の方から資料が無くなっているという連絡や問い合わせは結構あるのでしょうか。

【事務局：門井主任】

多くはないです。年に数件程度です。

【佐々木会長】

市民の方々が自発的に言葉を発せられるようになってくると、まさしく市民参加が動いているという感じになってくるのではと思います。

松坂委員、いかがでしょうか。

【松坂委員】

あい・ボードについては、私もこういう場に参加するようになって、気にして見るようにはしていませんが、平均して金融機関では、見ていらっしゃる方が多いと感じています。具体的な例で言うと、北海道銀行花川支店では、あい・ボードが入口のすぐ横にあり、その前で立ち止まって真剣に読んでいる方がいらっしゃいます。市民の方が、興味を持って見てくださっているのが感じ取れます。金融機関では、資料を持って帰らないにしても興味をもって見ている方は多いと思います。あい・ボードをどこに置くかは金融機関のご協力を得なければなりません、道銀さんは、とてもいい場所に置いていただいているなと思います。

私も気にして見るようになって気づいたのですが、文字が多いと見にくいですし、字が小さいと読むのをやめてしまったりしますが、図や写真が多いと見やすいですし、みなさんにも興味をもって見てもらえると思います。時間がなくてもパッと見て内容がわかったりすることもあるので、難しい内容については文字ばかりでも仕方ないと思いますが、絵で表現できるものがあつたらもっと取り入れていったらいいのではないかと思います。

私は、「子どもが見てわかる」というのが基本ではないかと思っています。内容までは理解できなくても、読めるような工夫が必要だと思います。今の子どもたちがこれから先の石狩市を担っていくわけですし、子どもが見て興味を持てるような内容であれば、大人にも見やすいと思います。なるべく大きな字で、絵や図を活用し、興味を引くようなパブリックコメントであれば、もっと良くなっていくのではないかと思います。

また、まちづくりディスカッションは、JC の方々が中心となって本当に一生懸命されていたと聞いています。継続してできればいいですが、毎年やろうと思うと運営側にも負担になるかもしれないので、2 年や 3 年に一度など、あまり負担にならないような形で継続していければ、いろいろな方々の協力も得ながらできるのではないのでしょうか。

【佐々木会長】

参考になります。

伊藤委員、いかがでしょうか。

【伊藤委員】

資料 3 ページの前年度の意見の中にある、「幅広い年代」という言葉が気になっていました。というのも、18 歳で選挙権をとということが言われる時代になって、石狩の子が 18 歳になったときに意見を出

せるようなまちになっているのが理想だろうと考えていました。今、私は、仕事でこども未来館という児童館の指導員をしまして、その中でこども会議という子どもの自主性を取り入れたことをやっているのですが、そういうことからかなっていうところで考えていたんです。

今年はこちらまとめて、来年答えを出して、再来年から何か変化が出るというような短いスパンではなく、もっと長いスパンを考えていくことが必要なのではないかと思います。

小学校 3 年生くらいの子供たちが、自分の口から意見を言える場がたくさんあって、その子たちが育ち、中学生や高校生になったときに意見を出せるスキルを持っているからこそ、市のことに対して、自分の意見を持ち、それを表現できるということになるのかなということを考えて、自分の仕事をしっかりやろうという結論に達しました。

こちらのカラー資料の中で、「高校生のワークショップ」というのがあります。本当は、高校生で経験するのは遅いと思っていますが、小学生・中学生を対象とすると、どうしても学校にお願いする形になると思います。別に児童館の宣伝をするわけではありませんが、児童館は、学校ではのびのび過ごせていない子も来やすい場所ということで、子ども達が集まって、「この時間は何の遊びをしようか」という気軽な話し合いにみんなが参加できて、一人の意見でも、今日はその意見でいこうか、今日は多数意見で行こうかなど、子ども達の主体性が発揮できる場所です。ちょっと長い期間が必要かもしれませんが、そういう場所を計画として考えて、学校ではない場所で子供たちがワークショップを体験できる機会が増えるのも一つの案ではないかと考えていました。

ただ、子どもたちはまだ物事を吸収していない状態なので、児童館に来る子ども達に、石狩のいいところ「石狩湾新港があるんだよ」とか、「おいしい野菜、おいしい果物などがたくさん実るふるさとなんだよ」ということを、もっと見聞きさせたいなと思っています。石狩についての PR をする中で、こういう良い場所で育ったんだ、という「核」をもった子どもたちが、10 年後に石狩のことを話せるという姿を思い描いて見ていました。

ただ、10 年後の話をしてもしようがないので、もう少し短い期間で実現できる提案としては、極端かもしれませんが、子育てについての審議会は、女性がみんな堅苦しくなく話せるような場が欲しいなと思います。というのも、この場の様に、マイクがあって、行政の人と向き合っているような場で、子育てをしているお母さん達が意見を出せるかという点と難しいと思います。

託児を用意しなくても、赤ちゃんが遊んでいる横で、子育てについてどう思うかといった話ができる、そんな場があれば、もっと意見が出やすいのではないかと思います。

私は、他の審議会にも参加したことがありますが、本当に緊張するんです。みなさん素晴らしい意見をお持ちで、すごい知識をお持ちの方々が集まっていらっしゃるんだなと思うと、意見を出せないという気持ちになってしまいます。ざっくばらんな場ができれば、本当に真剣に考えてくれるのではないかと思いますので、極端かもしれませんが、そういった審議会の持ちかたもできるのではないかと思います。

【佐々木会長】

子どものことに関しては、未来に繋がりますので、直接この場でどうこうということにはできないにし

ても、市全体の取組の中で何かできればいいですね。

また、審議会となると固くならざるを得ないということもありますが、子育て中のお母さんたちが気楽に集まれる場ということに関しては、以前に「参加しやすい具体的な取り組み」の中で、カフェ形式や座談会形式といった意見がありました。そういうものの一環として、もっと柔らかな場が、細胞のように市の色々なところにできて、それが色々な場で市に反映されていくようになったら素晴らしいことだと思います。色々な場面でそういう機会を醸成するということが大事だということなんだと思います。佐藤委員、何かご意見ありませんか。

【佐藤委員】

参加しやすいというより、逆に参加しているところに行くというのも一つの方法かと思います。

例えば、児童館で何かやっているところに、担当課の人が言って話を聞くなど、わざわざ集まってもらうよりは、集まっているところに行った方が、色々な意見が聞けるのではないかと思います。

また、自治基本条例は、関わったことがある人以外は、いまだに知らない人が多いと思うので、まず知ってもらうために、例えば成人式などで周知するとか、小学校 5・6 年生の社会の授業で触れていたりすると、市民が参加しやすい制度になっていくのではないかと思います。

小さい頃からイメージできるようにしておけば、大きくなった時に思い出して、意見も出るようになるのかなと思います。伊藤さんの意見にもあったように、子どものうちから少しずつ根付かせていくというのも一つの方法かなと思いました。

【佐々木会長】

そうですね。市民参加のことを認識してもらうことが大切ですし、そのためにも自治基本条例の大切さを伝えていただけるといいかもしれないですね。

森本委員、いかがですか。

【森本委員】

私は市の職員という立場で申し上げますが、他の委員のみなさんから、図や絵を活用したわかりやすい形で表してほしいというご意見がありましたが、私がいる行政管理課も、行政改革懇話会という審議会の所管課でありますので、そういうニーズに合わせて変えていかなければならないと思いました。

ただ、市の職員は、図や絵で資料を作るということを苦手と感じている人が多いと思います。私の部署は職員研修も担当しておりますので、今年度から、パワーポイントや絵や図を用いてわかりやすい資料を作ることができるような研修を手がけていかなければならないと考えながら聞いていました。

【佐々木会長】

色々ご意見を伺いましたので、いただいたご意見を答申に盛り込めるように、事務局と詰めていきたいと思います。

【佐々木会長】

続きまして、市民参加制度調査審議会のあり方についてということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局：青木主任】

レジュメの 4 ページをご参照ください。上段には、前回第 6 次の答申を抜粋して掲載しております。市民参加制度調査審議会の委員数は、条例上は、「定数 15 人以内」となっておりますが、前回の第 6 次審議会において、現時点において運用が安定してきており、条件付で減員しても問題は無いとの答申をいただいております。

減員にあたっての条件としては、枠内に記載のとおりですが、1 点目として、条例改正など、制度に関する重要な審議が必要になった場合は、条例の範囲内で増員すること。2 点目として、減員した場合でも審議会の役割が果たせると実証された場合には、条例改正を行うこと。3 点目として、減員した場合でも、これまでどおり、十分な審議を行うこと。という条件付で、現在の第 7 次審議会では、9 名の委員のみなさまにご審議いただいております。

これらを踏まえまして、次回、第 8 次の審議会のあり方についての事務局案ですが、これまでの審議において、特段支障がなかったと考えられること、条例改正など制度に関する重要な審議は予定していないことから、第 8 次審議会においても、今回の第 7 次審議会を踏襲し、9 名の委員構成としてはいかがかと考えております。

なお、減員にあたっての条件 2 点目にあります、条例の定数そのものを改正するには、引き続き検証を要すると考えますので、条例改正の必要はないのではないかと考えています。

事務局案のご説明は以上です。

【佐々木会長】

審議会委員の数について、運用が安定してきたということで第 7 次から 9 名としていますが、第 8 次においてもこれを踏襲するとするとの事務局案が出されています。これについて皆さんのご意見を伺います。今回 1 名辞任されましたので、現時点では 8 名で、今年度はこのままでいきますが、第 8 次は 9 名でよろしいのではないかとという意見です。よろしいですか。

=異議なしの声=

【佐々木会長】

では、そのように第 7 次の答申を出したいと思えます。

【佐々木会長】

では、続きまして、市民参加制度の推進について、ということで事務局から説明をお願いします。

【事務局：青木主任】

レジュメ 5 ページをご参照ください。第 6 次答申において、「市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような社会形成を目指すため」ということで、市民参加制度の推進についてのご意見をいただいています。

このたびの 9 月議会において、第 5 期石狩市総合計画が議決されましたので、少しご報告をさせていただきます。お送りしたカラーの資料が、総合計画の一部抜粋です。議決されたばかりのため、お配りできる冊子はまだできておりませんのでご了承ください。

では、カラー資料の 4 枚目、29 ページをご覧ください。こちらには策定の経緯を記載しています。第 5 期総合計画は、平成 25 年から策定作業をスタートし、先ほど委員の皆様からのお話にも出ていましたが、まちづくりディスカッションや高校生ワークショップなど、多くの皆さんの意見を取り入れながら策定作業をすすめてきました。

また、総合計画策定審議会においても、さらに市民のみなさんの意見を取り入れるため、多くの公募市民の方にもご参加いただきました。具体的には、審議会委員 30 名中 13 名が公募市民の方々に、今日はいらっしゃいませんが、石丸委員、佐々木委員にも関わっていただいていたいました。

審議会では、アットホームな雰囲気意識し、サケやキャベツといった石狩鍋の具材を各グループに付け、グループ形式によるトークを中心に進めてきました。堅苦しくない形式で進めることにより、多くの意見をいただくことができたものと考えております。

カラー資料の 1 枚目、9・10 ページをご覧ください。いしかりのこれからのまちづくりということで、総合計画策定作業でいただいた多くの市民意見を踏まえ、「まちづくりのミッション」や「目指すまちの姿（将来像）」を設定いたしました。

2 枚目、13・14 ページでは、「目指すまちの姿」の実現に向けて、市民と行政がパートナーとなり、ともに支え合う関係を大切にしながら、協働、連携、成長を原則としてまちづくりを進めていくとともに、まちづくりを進めていく過程の中で、石狩への愛着や誇りである「石狩 P R I D E」の醸成を目指しています。

3 枚目、15・16 ページをご覧ください。「目指すまちの姿」をどうやって実現させていくかということについては、計画をつくるだけでなく、動かしていくことが大切であると考え、総合計画を動かす仕組みとして、「計画自体が進化していくしくみ」「市民による市民のためのまちづくり（地域経営）のしくみ」「市民目線での行政経営のしくみ」の 3 点を念頭に、まちづくりを進めていきたいと考えております。

4 枚目、30 ページをご覧ください。こちらには、実践のためのプロセスとアイデアカードについて記載してあります。総合計画策定審議会の中では、「新現役世代の活躍」「いしかりの顔づくり」というテーマで、グループで議論していただきました。右側に記載してあるのが、その意見をアイデアカードとしてまとめたものです。協働の実践では、このようなアイデアカードを組合せたり、不足している部分を補ったり、見直しをしながら、市民・事業者・行政と一緒に考え、取り組んでいくことを想定してい

ます。

計画が出来たばかりですので、今後どうやって進めていくか、アイデアカードをどうやって集めていくかなどの具体的な仕組みについては、これからの検討になるかと思いますが、本日いただいたご意見も参考にしながら、市民・事業者・行政が協働でまちづくりに取り組む仕組みを考えていきたいと思えます。

なお、この総合計画が策定されたことについては、広報 11 月号で特集ページを組み、市民のみなさまにお知らせする予定です。

ご報告になりますが、以上です。

【佐々木会長】

総合計画については、まさしく市民参加で策定したということですので、そこはアピールしてもいいのではないのでしょうか。色々な意見があったものをアイデアカードの中にかに盛り込んでいけるかということだと思います。

この総合計画について、ご意見とかご質問がありましたらご発言願います。

=意見無し=

【佐々木会長】

「総合計画をつくるだけでなく、しっかりと動かしていくことが大切です」ということが書かれていますが、この基本的な精神に則って動かして行っていただきたいと思えますし、素晴らしいことだと思います。私も石狩市のホームページでこの計画を見たときに、非常にカラフルで視覚的に目を引き、今までの計画とは違うと驚きました。今の時代にふさわしい形で動き始めているんだということがわかりました。

市民参加制度の推進については、総合計画を着実に進めていっていただければいいのではないのでしょうか。

【佐々木会長】

それでは続きまして、その他について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：門井主任】

私からは、平成 27 年 9 月第 3 回定例市議会において、市民ネットワーク北海道堀議員より「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（いわゆる、「市民の声を活かす条例」）」に関する一般質問がありましたので、ご報告します。

6 ページをご覧ください。質問と答弁の概要について、ご説明します。

まず 1 つ目に「条例施行から 10 年が経過したが、市民参加の推進をどのように評価しているか。」、2

つ目に「パブリックコメントの意義、パブリックコメント手続の理解について」ご質問をお受けしました。

これに対して市は「市民参加手続制度の熟度が増してきたと受け止めており、市民の自主的な活動事例を見ても、市民の皆さんが条例を理解し、その方向に進んでいると理解している」「パブリックコメントは基礎的な市民参加手続で重要と認識している。これまでに 1,400 件以上の意見が寄せられ、300 件を超える意見を各種施策に反映している」との答弁をしております。

3 つ目に、「自主的な市民参加、市民の政策提案について条例に盛り込むべきである。また名称も行政活動に限るイメージを受ける。まちづくりに積極的な市民参加が図られるよう、新たに市民参加条例を制定すべき」とのご質問を受けました。

このご質問に対しては

・平成 14 年に制定した「市民の声を活かす条例」は、公募委員も入った市民参加制度検討委員会で、1 年余りに渡り検討を重ね、幅広く市民意見を取り入れて制定された。市民が行政活動に参加することをきっかけとして、地域に対する市民の関心を高め、市民と市が協働してまちをつくるという理念に基づいている。

・さらに平成 20 年に制定した「自治基本条例」では、市民が、主体的にまちづくりに参加することができる権利を保障するとともに、市民が、協働によるまちづくりに参加する責務を定めている。(第 5 条及び第 6 条)

・条文や名称から受けるイメージと言った事よりも、これらの条例の基本理念が浸透していくことが重要と考えており、現時点においては、新たな条例の制定は考えていない。

との答弁をいたしました。

この 3 点目の答弁に対しては、「現条例については高く評価しているが、市民が自発的に政策提案していくことは、とても大事なことなので、その提案をどのように扱うかを、もっと具体的かつ明確に、現在の条例に盛り込むことはできないか」との再質問をお受けしました。

再質問に対し市長は、

・平成 25 年に制定した手話基本条例は、関係者の提案によって、議会や多くの市民の理解を得て制定された。そして、その後もボランティアの輪が広がるなど、市民が生んだ条例が大きな波を起こしている。まさに市民による政策提案の素晴らしい例である。

・こういった成功事例を、しっかり認識し、市民に知らせることは大切である。

・また、条例改正については、審議会等によって、議論していただきたい。

との答弁をいたしました。

以上が、一般質問の概要説明となります。

次に、参考となる条例のご説明をさせていただきます。7 ページの(参考) 条例などをご覧ください。

まずはじめに、平成 14 年に制定しました「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(「いわ

ゆる、市民の声を活かす条例」)では、市民の持つ知識や経験をまちづくりに生かすため、審議会やパブリックコメントなどの市民参加に関する基本事項を定めていますが、第 27 条では、市民参加手続のテーマとされている行政活動以外でも、市民が自発的に提出した意見に関して、市民参加手続で提出された意見と同じように、総合的に検討し、その経過や結果を公表することを定めています。

なお、補足としまして、市民の声を活かす条例を制定する際には、一般市民の公募委員も含めた市民参加制度検討委員会で、1 年にもわたり検討がなされましたが、その中では、一口に「市民参加」と言っても、行政活動のプロセスに市民が参加する場合や、自治会やボランティアのように、市民が自主的に行う活動など、その形はさまざまであり、まず、市民が何に、どのように参加するための条例を作るのかを具体的にしなければならぬ、という検討から始まりました。

検討を進めていく中で、「行政活動への市民参加」を促す条例をまず先に制定したほうが、より大きな効果を得られるだろうとの結論に至りました。それは、市民がまちづくりに参加する具体的な土台を作り、地域に対する市民の関心を高めることが、総体的な市民参加を実現する機運を醸成できる、との検討結果です。

そのため、名称も、当初の案は「市民参加推進条例」でしたが、より内容を明確に表現するため「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」とし、通称を「市民の声を活かす条例」とした経緯があります。

さらに、最終的な目標としては、行政活動への市民参加だけでなく、市民活動への市民参加の双方を活性化することで、市民と市役所が、相互に協力し合う関係を築くことが必要との意見も出ました。よって、市民参加の理念を明らかにする条例も新たに検討し、さらなる協働のまちづくりを目指すことが必要と述べられています。

そういった提起を受けて、延べ 12 回もの市民会議を経て、新たに平成 20 年に生まれたのが「自治基本条例」です。この条例では、第 5 条及び 6 条で、市民がまちづくりに主体的に参加する権利と責務を保障し、市民と市、市民同士が協働してよりよいまちづくりを行うために、共通の目標や理念、決まりごとなどを定めている、いわば「まちの憲法」とも言うべき条例です。

よって、市民参加手続について具体的に定めた「市民の声を活かす条例」と、まちづくりに関する基本理念を定めた「自治基本条例」、この 2 つの条例により、本市は協働によるまちづくりを推進しているのです。

また、本市では市民参加手続以外にも、協働事業提案制度や市役所直行便、市長室開放、自治懇話会、一般的な要望陳情など、市民が自主的に意見等を述べる機会を保障し、個々の事案にあわせて、柔軟に対応しているところです。

次に、市民政策提案を具体的に条例に盛り込んでいる例として、北広島市の市民参加条例を抜粋して掲載してあります。これは、議会質問の中では述べられませんでした。堀議員への事前の聞き取りの中で、一例として示されたことから、審議委員の皆さまにも、参考までにお示しました。

補足としまして、北広島市は平成 21 年に市民参加条例を制定していますが、内容としては、本市の市民の声を活かす条例と同様、市政に対する市民参加の基本事項を定めているものです。

第 12 条に「市民政策提案」を定めていますが、提案できる政策は、第 5 条で規定するものに限定されています。また、10 人以上の連署でないと、提案することができません。ちなみに、現在までの「市民政策提案」の実績は 0 件とのことでした。

なお、10 ページ以降は、未定稿ではありますが、参考までに市議会の議事録を抜粋していますので、ご参照ください。

以上、長くなりましたが、一般質問の概要についてと、それに関わる条例のご説明をさせていただきました。私からの説明は以上です。

【佐々木会長】

議会議論の中で、条例改正が必要かどうかについて審議会で議論いただくということがありました。

事務局から、石狩市の市民参加がどういう形で担保されているかといった説明がありましたが、この議会質問を受けて、審議会として条例改正が必要か否かについて、皆さんのご意見をいただきたいと思っています。

酒井委員いかがですか。

【酒井委員】

今の部分に関しては特にはないです。

【佐々木会長】

条例改正は必要ないということでもいいですか。

【酒井委員】

はい。

【佐々木会長】

伊藤委員いかがですか。

【伊藤委員】

勉強不足で申し訳ありませんが、今この場で、自分の意見としてはっきり申し上げられません。もう少しよく読まなければわからないというのが正直な気持ちです。今の制度で十分だという理解もできないし、では、どの部分で条例改正が必要なのか、ということも考えきれていません。

【佐々木会長】

松坂委員はいかがですか。

【松坂委員】

条例やこの資料をじっくり読んでみないと、判断ができないと思いました。どうしてこの議員の方が条例改定をした方がいいと思ったのかが理解できなかったのも、現時点では伊藤委員がおっしゃるように、改定が必要なのか、今のままがいいのかといった判断が難しいと思います。もう少しお時間を頂戴したいと思います。

【佐々木会長】

浅野委員はいかがですか。

【浅野委員】

私も、理解するのに時間が欲しいと思います。

【佐々木会長】

佐藤委員はいかがですか。

【佐藤委員】

改正するのは、この条例をもっと浸透させてからの方がいいのではないかと思います。先ほども言いましたが、今の条例を知らない人が多いと思います。

【事務局：加藤部長】

少しよろしいでしょうか。

申し訳ございません。ここの部分については、先般の議会議論があり、急遽この審議会で議論していただくことになったものですから、事前に資料をお送りすることができませんでした。

読み込まないとわからないというみなさまのご意見はよくわかりますので、もし差し支えなければ、次回の審議会で持ち越ししていただく方法もあるのではないかと思います。

【佐々木会長】

そうですね。森本委員のご意見はいかがですか。

【森本委員】

私は、議会での議論を聞いておりましたので理解していますが、他の委員のみなさんは本日配達されていますので、次回に持ち越ししていただいてもいいのではないかと思います。

【佐々木会長】

本当に、理解するのに時間がかかる案件だと思いますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、

今の市民の声を活かす条例を制定するにあたって、かなり議論して決めてきているという経緯ですが、それからやはり自治基本条例の中で、行政の責務と市民の責務をきちんと述べているということですか、決して今の状態で市民参加が担保されていないわけではないように思っています。

今回のご意見の例としてあった他の市の制度は、かなり固く決められた枠の中での議論を担保しているようにも受け取れるので、佐藤委員がおっしゃるように、今あるものをもっと浸透させて、その中で市民の意見を取り入れていくということも大事なのではないかと思います。

いずれにしても、この場ですぐ結論を出すのは難しいというご意見でしたので、この次の議案として持ち越すということによろしいですか。

=異議無し=

【佐々木会長】

では、予定されていた議事については以上になりますけれども、今までの案件その他について何か確認しておきたいことはありますか。

【酒井委員】

資料 1 の「市民参加手続の手法ごとの実施状況」の中で、パブリックコメント、意見交換会、審議会などが開催されているのですが、パブリックコメントが 0 件というところは、何とかしなければならないという部分だと思います。パブリックコメントは、条例で、何か物事を決める際に、市民の意見を聞きなさいとなっているから、「やらないとならないからやっている」のだと思いますが、やってもゼロであればやらないのと同じであり、市民の意見が聞けていないということになるのではないのでしょうか。

パブリックコメントについては、それぞれの課で意見徴収の手法を考えているのでしょうか。

【事務局：門井主任】

パブリックコメントの広報は、企画課で一元化して行っています。

【酒井委員】

そうすると、意見が出ているものと出ていないもの、例えば、子育て支援課で行ったパブリックコメント 3 つのうち、「子ども・子育て支援制度の基準について」は 29 件の意見提出があり、他の 2 つはそれぞれ 1 件の意見提出になっておりますが、この差があるのはなぜでしょうか。

【事務局：門井主任】

市民の方の関心度合いの差かと思っています。

【酒井委員】

関心度合いでこれだけの差がついているということでしょうか。

【事務局：門井主任】

はい。あとは、基本的な広報は、同じ取扱いとなるよう全て一元化して企画課で行っていると先ほど申しましたが、パブリックコメントの内容によっては、より多くの関係する皆さんに見ていただけるように、関係する施設でも配架するなどの工夫は各課で行っています。ですので、プラスアルファの周知をしているものも中にはあります。

【酒井委員】

たぶん、そのようなことなのではないかなと思いました。

建設指導課のパブリックコメントでも、57 件出ているものもあれば、0 件のものもあります。何かそこに原因があるのではないのでしょうか。

【事務局：本間課長】

やはり、案件によって、興味があるものと少ないものがありますので、差が出る傾向にあると思います。

【事務局：加藤部長】

例えば、企画課の例で言いますと、1 ページの下段に、「花川通と流通通の接続（花川通の延伸整備）について」「新市建設計画の変更及び地域自治区の設置期間延長について」の 2 つがあります。

2 つ目の新市建設計画については、合併まちづくりプランということで、主に厚田浜益に関わる部分が多いもので、意見提出者は 0 件でした。1 つ目の花川通の延伸については、これからの流通を考えると賛成だというご意見がある一方、自然保護のことを考えると反対だなど、18 名の方が意見を提出されています。このように、案件によって意見の多い場合と少ない場合があるのではないかと思います。

ただ、パブリックコメントの回答者がゼロだから本当にそれがいけないことなのか、という議論は以前も審議会でされた記憶があります。

【浅野委員】

確かその議論から、あい・ボードの用紙が減っているのかどうかという、先ほどの話になったと思います。興味がなくて持って行かないのか、興味があって資料を持っていったけれど意見が無かったのかという話から、議論になったと記憶しています。

【酒井委員】

意見提出が無いということが、そのままいいという意見なのかもしれないということですね。

【佐々木会長】

専門的な案件になるとコメントしづらいですが、市民に身近な問題についてはコメントしやすいのではないかと思います。その線引きが難しいので、ある意味では、手法が型どおりになっている部分があるのかもしれませんが。せめて興味を持ってもらうということが大事なのではないかと思えます。

案件によって色々ありますので、市民参加の手法全体として、結果がどうだったかという一律の評価は難しいところです。繰り返しやっていくことによって市民の中に浸透していった醸成されるということと、市の内部でも、手続きをきちんと実施して、漏れがないように進んでいくということが、車の両輪のようになれば、石狩 P R I D E が達成されるのではないかと思います。

他に何かありませんか。

=意見無し=

【佐々木会長】

無ければこれで本日の審議を終了します。

最後に、次第の 4 番目「その他」ですが、事務局より報告をお願いします。

【事務局：青木主任】

次回の審議会は、12 月の開催を予定しております。近くなりましたら、あらためて日程調整をさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会では、答申をいただく予定となっておりますので、本日言い忘れたご意見等がありましたら、事務局までお寄せください。

また、先ほど継続審議となった案件につきましても、ご質問等ありましたら事務局までご連絡ください。

今後のスケジュールとしては、これまでのご議論を踏まえて事務局で答申（案）を作成し、会長と打ち合わせをさせていただいた後で、委員のみなさまにもお知らせしますので、ご意見をいただきながら修正をしていきたいと考えています。

次回の審議会前に、ある程度の案を固め、次回の審議会では、最終調整・答申とさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

【佐々木会長】

ただいま説明がありましたように、次回の審議会前に答申案を作成し、皆さんにお諮りしながら、最終的な原案を作成し、次回の審議会で議論することになります。答申に向けて、ご意見がありましたら事務局までお願いいたします。

それでは、平成 27 年度第 1 回市民参加制度調査審議회를終了します。

みなさま、どうぞお気をつけてお帰りください。

平成 27 年 11 月 5 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 佐々木 春代